

知的財産権について

平成19年11月28日（水） 16時～17時

場所： 朴沢学園明成高等学校

講師：(社) 発明協会宮城県支部・相談員:川島

1. 知的財産権とは、何だろう？

人間の知能によって生み出され、その創作性に財産的価値を有するものをいい、特許法、実用新案法、意匠法、不正競争防止法、著作権法・・等々数多くの法律によって保護されているが、その中で、産業に密接に関係する下記の4項を【産業財産権】（旧・工業所有権）といい、経済産業省の特許庁の管轄としている。

産業財産権には次の4つがある。

- (1) **特許権** 「発明」（技術）を保護する権利
- (2) **実用新案権** 「考案」（技術）を保護する権利
- (3) **意匠権** 「意匠」（物品のデザイン、外観）を保護する権利
- (4) **商標権** 「商標」（商品・役務）の名称を保護する権利

①発明とは=自然法則を利用した技術的な工夫（高度なもの）

②考案とは=同上（思いつき程度のもの）。但し、機械的構造物や装置に限る。

③意匠とは=製品（物品）の外観に関する創作的美的デザイン

④商標とは=商品の名前：「自分と他人の商品やサービス（役務：例=輸送業）」とを区別するための視覚的な標識（マーク）。

☆☆産業財産権制度<権利の性格> = 「権利者の許諾を得ないで真似る者から、権利者の権利を保護するために、強力な独占権（専有権）を与える。」

- 権利存続期間＝特許権：20年、実用新案権：10年、意匠権：20年、
商標権：10年（更新可能）

独占の形

- ①自分でその権利を使う
- ②他人に使用を許諾して実施料を受け取る
- ③他人に権利を譲渡する（売る）

2. 権利を取得するには？

- (1) 出願・・・特許庁長官に文書により保護を願い出る。文書の送付は郵送等、またオン・ライン（インターネットでも可）。文書の書式には特定の決まりがある。
- (2) 特許庁の審査官によって審査され、パスしたものが原簿に登録され、権利を取得する。
- (3) 登録料（年金）を毎年（商標は更新時）期限までに納付しつづければ、権利は途中で消滅する。権利が消滅すると、その技術等はだれが使ってもよくなる。（社会の財産）。

3. どんなものが登録になるのか？

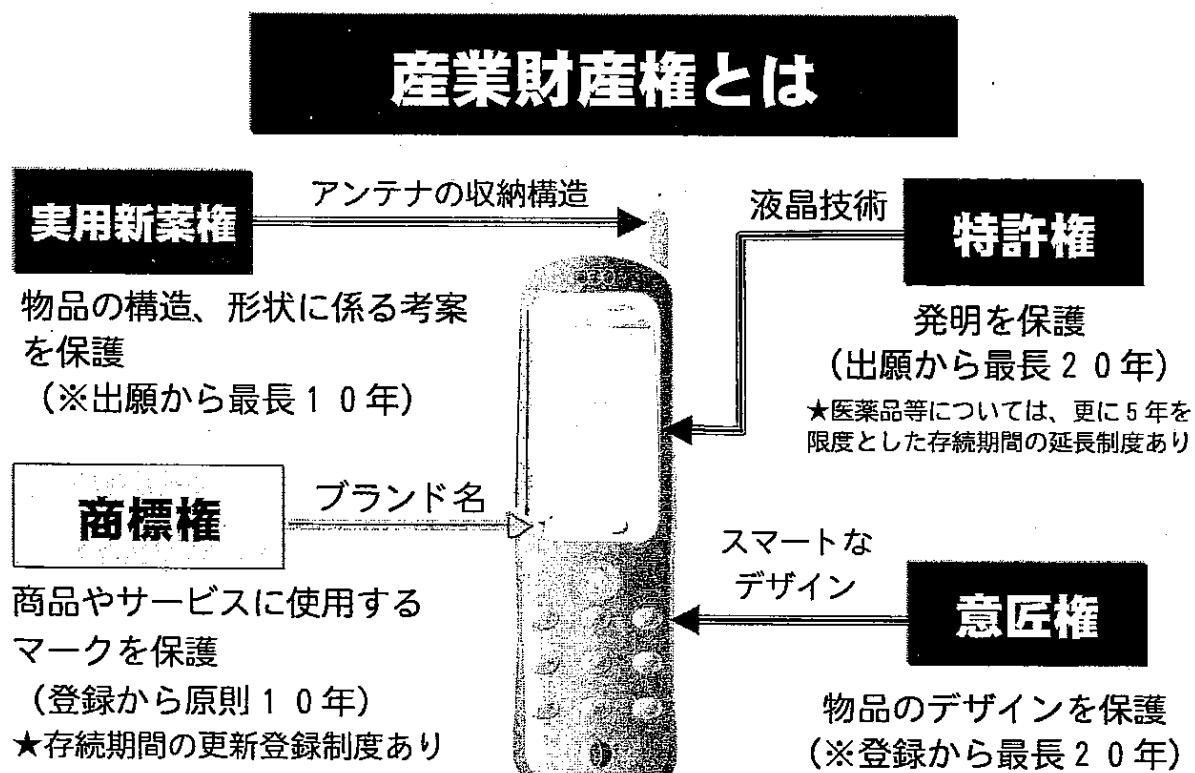
- (1) 特許（実用新案）権、意匠権
 - ①今までになかった技術（デザイン）であること。《新規性》
 - ②容易に考え出せないこと。《進歩性》
 - ③最初に特許庁に出願したものであること《先願主義》
- (2) 商標権
 - ①最初の出願であること
 - ②自分の商品と他人の商品との区別を、需要者が容易につけられるだけの特徴があること（自他識別力があること）

- ③すでに存在する登録商標（又は登録されてないが、既に広く知られている商標）と同一若しくは類似していないこと
- ④/その他の不適格な名称等（各国の国旗等のマーク、公共機関の名称やマーク等・・・）

4. 特許と実用新案の違い

| | 特許 | 実用新案 |
|-----------------|------------------|-----------------------------|
| 保護対象 | 物、方法、物を生産する方法の発明 | 物品の考案に限定 |
| 実体審査 | 審査官が審査 | 無審査 |
| 権利の存続期間 | 出願日から20年 | 出願日から10年 |
| 権利になるまで | 審査請求から 平均2年弱 | 出願から 3～6ヶ月 |
| 費用 (登録から3年分) | 約21万円 | 2万円余 |
| 権利行使 | 排他的権利 | 技術評価書を提示し 警告した後でなければできない |

5 産業財産権のまとめ



() は産業財産権の権利期間

意匠権について

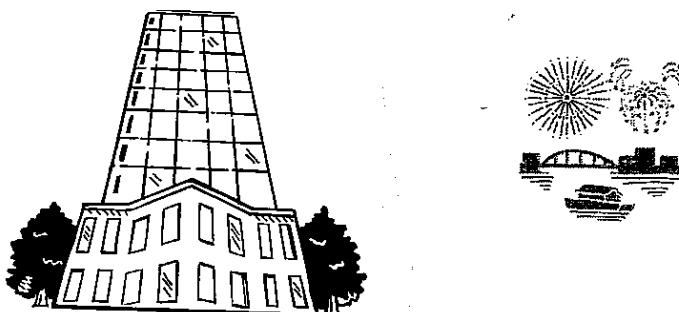
(1) 対象・・・物品の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるもの（物品のデザイン）⇒物品の美的外観（すなわち意匠を保護することにより、物品（商品）の価値を向上させる物品の形態を創作させることを奨励する）。

(2) 意匠法上の意匠

① 意匠の物品性・・・有体物である動産

認められない例

- ・不動産（プレハブ住宅は可）
- ・花火



② 意匠の形態性・・・形態を有するもの

認められない例（物品自体の形態ではないもの）

- ・ネクタイの結び目

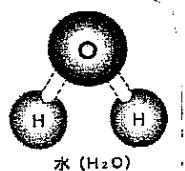


③ 視覚性、美感性・・・視覚を通じて美感を起こせるもの

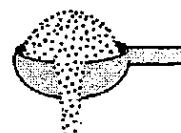
認められない例

- ・肉眼では物品の形態を認識できないもの

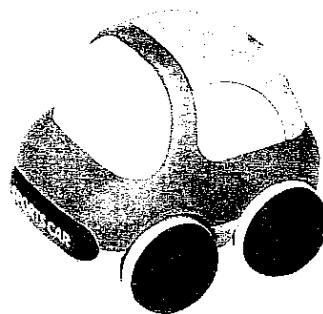
分子構造



塩、胡椒、砂糖
(角砂糖は可)



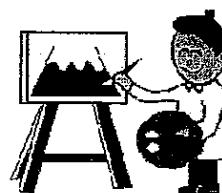
(3) 意匠の例



(3) 登録されるには

① 工業上利用できること : 量産可能なもの

× 自然物、純粹美術品



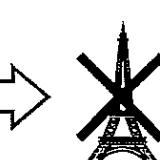
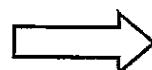
② 新規性があること : すでに知られた（公知の）意匠と同一、又は類似でないこと

| 形態 | 物品 | 同一 | 類似 | 非類似 |
|-----|----|--------|--------|--------|
| 同一 | | 同一の意匠 | 類似の意匠 | 非類似の意匠 |
| 類似 | | 類似の意匠 | 類似の意匠 | 非類似の意匠 |
| 非類似 | | 非類似の意匠 | 非類似の意匠 | 非類似の意匠 |

③ 容易に創作できた意匠でないこと



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

商標権について

- 商標には、商品について使用される標識（英語ではトレードマーク）と役務（サービス）について使用される標識（英語でサービスマーク）とがある。
- 商品とは、量産されて市場で取引される流通性のある有形のもの。役務とは、独立して取引の対象となるサービスをいう。
(例) 飲食物の提供、建築工事、自動車の修理又は整備
- ブランドとは、長い時間をかけて消費者の信頼を勝ち取り、満足を得るまでに至った商標。

(1) 目的 「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」（商標法第1条）

(2) 保護対象 文字、図形、記号もしくは立体的形状もしくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合であって、業として商品を生産あるいは販売の際にその商品について使用するもの、又は業として役務を提供する者がその役務について使用するもの

(3) 商標の例

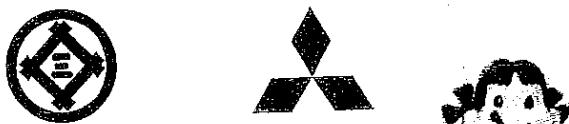
①文字商標

HONDA SONY

②図形商標



③記号商標

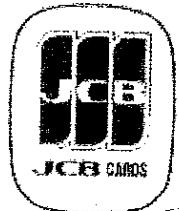


④立体商標





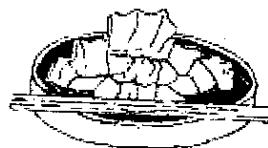
⑥ ①～⑤に掲げるものと色彩が結合した商標



■実例

福福赤
赤
餅餅餅
AKA.FUKU.
アカ フク

秋の月



(4) 商標の3つの役割

- ① 出所の表示
- ② 商品の品質、サービスの品質の保証
- ③ 広告・宣伝

(5) 登録されるには

以下の商標は、自他商品・役務の識別力がない商標として登録されない

- ① 普通名称のみを表示する商標

商品「時計」に商標「時計」は

「時計」の前に固有名詞が付けば

- ② 慣用商標 (同業者間では普通に使われるようになっているもの)

役務「ホテル業」に「観光ホテル」は

「観光ホテル」の前に固有名詞が付けば ○

③ 商品の産地、販売地、品質、原材料、効能などのみからなる商標

商品「自動車」に「デラックス」は × (品質)

商品「ブラウス」に「シルク」は × (原材料)

役務「入浴施設の提供」に「疲労回復」は × (効能)

④ ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示した商標

スガワラは × 斎藤商店は ×

⑤ 極めて簡単で、かつ、ありふれた商標のみからなる商標

X Yは × (ローマ字記号の組み合わせ)

⑥ 需要者が何人（なんびと）かの業務にかかる商品、役務か識別できない商標

「さわやかさをお届けします」は × (キャッチフレーズ)

⑦ 使用による特別顯著性のある商標は ○

「特定の者によって永年使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至った商標」は登録できる。

一番搾り HONDA

(5) 登録を受けることができない商標

① 公共性に反する商標・・・国旗、国、公共団体を表示する標章など

② 公序良俗に反する商標

③ 商品（役務）の品質の誤認を生じるおそれがある商標

④ 他人の商標等とまぎらわしい商標・・・他人の登録商標 と同一又は類似する商標で、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に使用するもの

| 商品/役務 | 同 一 | 類 似 | 非 類 似 |
|-------|-----|-----|-------|
| 商標 | | | |
| 同 一 | × | × | ○ |
| 類 似 | × | × | ○ |
| 非 類 似 | ○ | ○ | ○ |

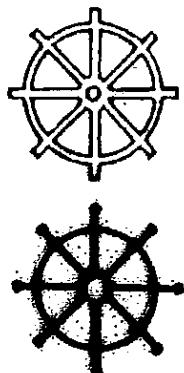
■ 商標の類否判断

称呼(呼び方)

外観 (外形)

観念 (意味合い)

太陽
太陽



王様

キンタ

■ ■ ■ 地域団体商標 (平成18年4月1日より導入)

地域名と商品（役務）名からなる文字商標について、事業協同組合等によって使用されたことにより、隣接都道府県に及ぶ程度の週知性を持つに至った場合は、「地域団体商標」として商標登録を受けることができる。（地域ブランド）

* 「地域名+商品（役務）名」は通常識別力なしとして × だが、地域ブランドの活性化を図るため。

(例) 宮城県では、登録済みは
「仙台牛」 商品：宮城県産の牛肉
出願人 全国農業協同組合連合会
「仙台黒毛和牛」 商品：宮城県産の黒毛和種牛肉
出願人 同上
「仙台味噌」 「仙台みそ」 宮城県味噌醤油工業協同組合
・出願中 仙台長茄子漬 仙台名産笹かまぼこ . . .

■ 使用による顕著性により商標登録が可能になった例

「夕張メロン」

《事例》

1. 「日光猿軍団」（栃木県）が「日本猿軍団」（福島県）を名称使用禁止の差し止め訴訟。「日光猿軍団」登録商標取得済み。

理由：「日光と日本では1文字しか違わず、同じイメージを与える」

2. ラーメン店「力王」登録取り消し

地下足袋トップメーカー「力王」（登録商標済み・埼玉県）が、同名のラーメン店チェーンを展開する勝商事（岩手県）の商標登録を有効とした特許庁の決定を取り消すよう東京高裁に請求した。結果は、地下足袋の勝ち。

理由：「力王は建築・土木関係者など一定の分野で広く認識されている。ラーメンは年齢や性別、職種を問わず消費者の範囲が広いので、相当程度消費者が共通するため、両社が系列会社などと誤信する恐れがあ

る」

3. オーストリアで、「ウォークマン」(ポータブル・カセットプレーヤー)は、「ソニー」の商標権は喪失したと判決された。

商標の普通名称（一般名称）化 (例) 味の素

4. サントリー、アサヒの発泡酒商品名係争

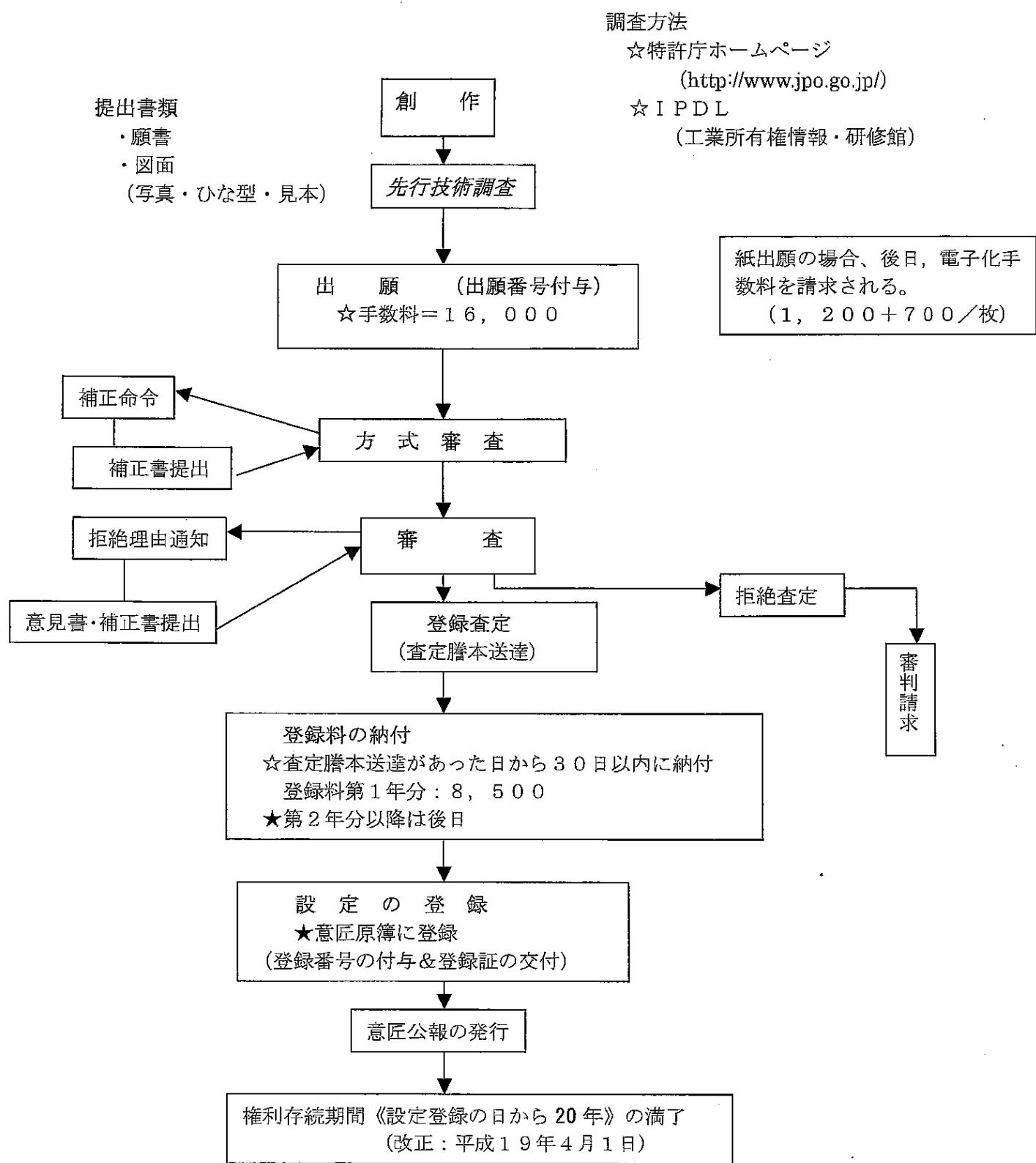
「スーパー^{ドライ}」はアサヒのブランド。これに対しサントリーが「スーパー<マグナム^{ドライ}>」を発売。アサヒが使用中止の訴訟を起こし、サントリーは、「S u p e r <マグナム^{ドライ}>」と名称変更し、和解した。

5. **イナバウアー** 認めず 「荒川さん人気に便乗」

「イナバウアー」は1950年代に活躍したドイツ（旧西ドイツ）のイナ・バウアー選手の名前から付けられ、荒川静香さんの活躍で有名になった。アサヒが酒の名前に使いたいと出願したが、特許庁は「バウナーさんの承諾がない上、荒川さんの名声に便乗する行為は公序良俗に反する（社会的に良いことではない）」として認めなかった。

ありがとうございました・・・

意匠登録出願から登録までのフロー（概略）



出願先：特許庁長官宛 〒100-8915

東京都千代田区霞ヶ関3-4-3

TEL 03-3581-1101 (代表)

商標登録出願から登録までのフロー（概略）

